役職：不明
生年月日：1996年11月22日
出生地：Cardiff, United Kingdom
国籍：英国
旅券番号：英国旅券番号　516088643（2014年１月７日発行、2024年１月７日失効）
ＩＤ番号：不明
住所：(a)シリア・アラブ共和国（2014年２月時点）(b)英国（以前の住所）
国連制裁委員会による指定日：2015年９月30日
その他の情報：シリア・アラブ共和国において、イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）の外国人テロ戦闘員。英国当局により指名手配されている。髪の色は茶及び黒色。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

711. 東インドネシアのムジャヒディン（ＭＩＴ）(別称：(a)ムジャヒディン・オブ・イースタン・インドネシア(b)イースト・インドネシア・ムジャヒディーン(c)ムジャヒディン・インドネシア・ティモール(d)ムジャヒディン・インドネシア・バラット（ＭＩＢ）(e)ムジャヒディン・オブ・ウェスタン・インドネシア)
MUJAHIDIN INDONESIAN TIMUR (MIT) (a.k.a.: (a)Mujahidin of Eastern Indonesia (b)East Indonesia Mujahideen (c)Mujahidin Indonesia Timor (d)Mujahidin Indonesia Barat (MIB) (e)Mujahidin of Western Indonesia)
旧称：不明
所在地：インドネシア
国連制裁委員会による指定日：2015年９月29日
その他の情報：イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されているＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）、ジュマ・イスラミーヤ（ＪＩ）(332. に指定した団体）及びジュマー・アンショール・タウヒード（ＪＡＴ）(612. に指定した団体）と関係のあるテロリスト団体。インドネシアのジャワ島やスラウェシ島のほか、同国東部地方でも活発に活動。指導者はAbu Wardah、別名Santoso（非指定）。

712. アルジェリアのカリフ国家の戦士（ＪＡＫ－Ａ）(別名：(a)ジュンド・アル・ハリーファ(b)ジュンド・アル・ヒラーファ・フィ・アルド・アル・ジャザイル(c)ジュンド・アル・ハリーファ・フィ・アルド・アル・ジャザエル(d)ソルジャーズ・オブ・ザ・カリフェイト・イン・アルジェリア(e)ソルジャーズ・オブ・ザ・カリフェイト・オブ・アルジェリア(f)ソルジャーズ・オブ・ザ・カリフェイト・イン・ザ・ランド・オブ・アルジェリア)
JUND AL-KHILAFAH IN ALGERIA (JAK-A) (a.k.a.: (a)Jund al Khalifa (b)Jund al-Khilafah fi Ard al-Jaza'ir (c)Jund al-Khalifa fi Ard al-Jazayer (d)Soldiers of the Caliphate in Algeria (e)Soldiers of the Caliphate of Algeria (f)Soldiers of the Caliphate in the Land of Algeria)
旧称：不明
所在地：Kabylie region, Algeria
国連制裁委員会による指定日：2015年９月29日
その他の情報：2014年９月13日に出現。フランス人のエルベ・グルデルの誘拐およびそれに続く斬首で最もよく知られる。アルジェリアにおける警察や憲兵への襲撃に対する犯行声明を出し、襲撃の計画を継続。

## ○文部科学省・経済産業省告示第六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定めたので告示する。

平成二十七年十月十六日　文部科学大臣　馳　浩
経済産業大臣　林　幹雄

### 交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示

交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年通商産業技術庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「「サイクル交付金」という。）及び」を「「サイクル交付金」という。）、「高速炉交付金」という。）」の下に「及び原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金（以下「基盤整備交付金」という。）」を加え、「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六の次に次の表を加える。

別表第七

| G | 交付限度額 |
|---|---|
| 一以上五以下 | 五十万円 |
| 六以上十以下 | 百万円 |
| 十一以上 | 百五十万円 |

（備考）
Gは、当該都道府県から当該会計年度において基盤整備交付金の交付を受ける市町村の数とする。

附　則

この告示は、平成二十七年十月十六日から施行する。

## ○文部科学省・経済産業省告示第七号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定めたので告示する。

平成二十七年十月十六日　文部科学大臣　馳　浩
経済産業大臣　林　幹雄

### 電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成十九年経済産業省告示第百九号）及び」を「（平成十九年経済産業省告示第百九号）、」に改め、「（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）」の下に「及び原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十七年十月十六日から施行し、平成二十七年度予算から適用する。